



令和5年11月1日

さいたま市長
清水 勇人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 江 口 幸 治



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額等について（答申）

令和5年10月19日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



答 申 書

さいたま市特別職報酬等審議会

《はじめに》

本審議会は、市長から意見を求められた「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等」について、社会経済情勢、本市の財政状況、他の政令指定都市との均衡及び本市一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、「月例給、特別給（期末手当）ともに『引上げの改定を行うべき』との報告を令和5年10月17日に行った。

本審議会は、令和5年10月19日に、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」、及び「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当」について、それぞれの改定時期を含めて市長から諮問を受け、次のとおり審議を行い、その答申を行うこととなった。

《審議内容》

- (1) 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、「一般職職員の給与改定率の累計値」のほか、「財政規模の類似政令指定都市の平均額」、「人口規模の類似政令指定都市の平均額」の3つの改定案を参考として審議を行ったが、これまで本審議会の審議において参考としてきた「一般職職員の給与改定率の累計値」を基に1.6%の引上げを行うことが妥当である。
- (2) 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の改定時期については、他の政令指定都市の改定時期等を踏まえ、令和6年4月1日が妥当である。
- (3) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数については、0.10月分引き上げて3.40月とする案、及び0.05月分引き上げて3.35月とする案を参考として審議を行ったが、国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、本年の人事院勧告に従って改定が行われた場合に指定職職員の期末手当等の支給月数が3.40月となることから、現行の3.30月から0.10月分引き上げて3.40月とするのが妥当である。
- (4) 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の改定時期については、国の指定職職員や本市一般職職員との均衡を図るため、令和5年12月1日が妥当である。

本審議会としては、これらの審議内容を踏まえ、「市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」、及び「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当」について、次のとおり引上げの改定を行うべきであると判断する。

答 申

1 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額
について

(1) 議員報酬月額及び給料月額

・ 議 長	992,000円
・ 副議長	886,000円
・ 議 員	819,000円
・ 市 長	1,229,000円
・ 副市長	966,000円

(2) 改定時期 令和6年4月1日

2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数につ
いて

(1) 年間支給月数 3.40月

(2) 改定時期 令和5年12月1日